

箕面市自動証明写真機設置事業者募集要項

箕面市が行う自動証明写真機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集に参加されるかたは、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申込みください。

1. 公募物件

所在地（住居表示）	設置場所	台数	使用料
箕面市西小路 4 丁目 6 番 1 号	箕面市役所庁舎 本館 1 階玄関口	1 台	22,828 円（年間・税込・令和 2 年度参考額）

2. 応募資格要件

次に掲げる条件を全て満たしている者

- ①地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項（被補助人、被保佐人又は未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項の規定に該当しない。）及び第 2 項に該当しない者であること。
- ②会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。(会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。)
- ③金融機関から取引の停止を受けた者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- ④法人税又は所得税、消費税及び地方消費税並びに法人事業税を完納していること。また、箕面市内に営業所(本店等・支店等)を有する者にあつては、市税を完納していること。
- ⑤営業を行うにつき、法令等の規定により官公署の免許、許可又は認可を受けていること。
- ⑥箕面市競争入札参加者指名停止要綱（平成 8 年箕面市訓令第 2 号）に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者
（同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を

経過したと認められる者を除く。)でないこと。

- ⑦箕面市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者でないこと。
- ⑧自動証明写真機（以下「機器」という）の設置業務（自らが管理・運営するものに限る。）について、３年以上の実績を有している者であること。
- ⑨設置事業者の決定後、箕面市入札参加者資格名簿に登録すること。なお、設置事業者決定後に登録資格要件を満たしていないことが判明した場合は、失格とする。

3. 機器の設置条件

- ①機器の大きさについては、長さ 1710mm、幅 1450mm、高さ 2200mmを上限とする。
- ②証明写真サイズについては、以下の用途に対応し得る写真サイズ機能を備えているものとする。
 - ・ 個人番号カード用
 - ・ 運転免許証用
 - ・ パスポート用
 - ・ 特別永住者証明書用
- ③機器は、身体障害者や高齢者等の利用に配慮し、車いすでも利用できるユニバーサルデザイン仕様とすること。また、撮影データ等を個人番号カードの発行元（地方公共団体情報システム機構）に送信できる仕様が開発された際には、機器に搭載すること。なお、ユニバーサルデザイン仕様機器の設置までに日数を要する場合は、当該仕様機器を設置するまでの間、標準機器の設置で対応するものとする。
- ④機器については、外国人市民も利用できるよう少なくとも英語・韓国語・中国語での案内機能を有しているものとする。
- ⑤幅広い利用者層を想定し、必要に応じ操作手引書の設置や操作指示の掲出等、利用者が円滑に利用できる環境を提供するよう努めること。
- ⑥販売商品及び消耗品については、環境に配慮した仕様のものを極力用いること。
- ⑦電源は、設置場所上部の手元開閉器（20A）から接続し、電力使用量測定用の子メーターを設置すること。
- ⑧利用時間は８時から２０時とし、利用時間以外は、機器の照明を自動で消

灯すること。

⑨販売価格は、市場価格に準じ、適正な価格で提供すること。

なお、個人番号カードについては無料にし、費用は設置業者が負担すること。

⑩機器で使用可能な貨幣について、10円、50円、100円、500円硬貨及び1,000円紙幣が必ず使用できること。

4. 使用料及び納付金等

①設置事業者の施設使用形態

設置事業者は、機器設置場所として使用する部分について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定に基づき、行政財産使用許可（以下「使用許可」という。）を受けて使用します。

②使用許可の期間

使用許可の期間は、令和7年3月31日までとします。ただし、使用許可は、年度ごとに更新します。（※本市の施設利用上の理由等により、必ずしも更新ができるものではありません。）

③使用料

機器の設置にかかる年間の行政財産使用料は、令和2年度で22,828円（税込）となり、年度により更新されることがあります。また、年度の途中で契約した場合等、1年を満たない場合は、日割り（365日）で計算します。

④納付金

本市が設定する使用料以外で価格提案のあった最高の金額（納付金）とします。金額については、価格提案書に月額（税別）を記載してください。なお、設置事業者決定後に登録資格要件を満たしていないことが判明し、失格となった場合は、2番目に高い金額（納付金）を提示した設置事業者とします。

（参考）箕面市人口：138,381人（令和元年12月31日現在）

旅券申請件数：年間6,450件（平成30年度）

個人番号カード申請件数：年間4,150件（平成30年度）

※③使用料及び④納付金については、別途消費税及び地方消費税が必要です。

5. 安全管理責任等

機器の安全管理責任は、設置事業者が行ってください。

- ①安全対策：転倒防止対策及び震災対策並びに車いすのガラス面等の衝突防止対策を施すこと。
- ②機器の管理運営：設置事業者において、専門技術サービス員による保守業務を随時行い、維持に努めること。また、機器の故障時等の連絡先を大きく明記したステッカー等を硬貨等投入口周辺の見やすい位置に貼り付け、つり銭不足や故障に伴う問い合わせ、苦情等があった場合は、設置事業者の責任において即時対応すること。
- ③機器設置に伴う事故：箕面市の責に帰する事由による場合を除き、設置事業者がその責を負うこと。

6. その他必要経費等

- ①電気料金：実費負担（市からの請求に基づき指定する日までに納付）。
- ②設置及び撤去等
 - ・設置及び撤去にかかる費用（設置場所の土台への安全上必要な措置及びガラス面への衝突によるけが等の防止対策費用を含む）
 - ・電源接続子メーター設置等、電気工事にかかる費用
- ③原状回復
 - ・契約期間が満了又は許可が取り消された場合の原状回復に伴う費用

7. 機器の破損等

機器の破損等に関しては、市の責によることが明らかな場合を除き、設置事業者の責任で速やかに復旧し、その経費は設置事業者が負担してください。

8. 応募申込手続

- ①申込受付期間：令和2年2月17日（月）～令和2年3月2日（月）
午前9時～午後5時
なお、土曜日、日曜日、祝日は受付を行いません。
- ②申込受付場所：箕面市役所市民部戸籍住民異動室（本館1階）
- ③申込みに必要な書類
 - ・応募申込書（本市所定様式）
 - ・誓約書（本市所定様式）
 - ・事業概要

〈法人の場合〉

（ア）会社概要

(イ) 納入実績

(ウ) 直近の貸借対照表・損益計算書

〈個人の場合〉

(ア) 事業内容、実績等がわかるもの

(イ) 直近の所得税確定申告書の写し

9. 質疑書の提出及び回答

①受付期間：令和2年2月17日（月）～令和2年3月2日（月）

②提出方法：質疑書（本市所定様式）により、上記受付期間内に提出してください（郵送、ファックス、電子メールによる受付）。

③回答日：令和2年3月4日（水）

④回答方法：応募者全員に電子メール又はファックスで回答します。

10. 価格提案書の提出の手続き

①価格提案書の提出日時

価格提案書提出日時：令和2年3月6日（金）

午前10時45分から午前11時までに価格提案書を入札室で提出していただき、引き続き審査を行います。

②価格提案書の提出及び審査の場所

箕面市西小路4丁目6番1号 箕面市役所別館6階入札室

③提出書類等（当日持参するもの）

- ・ 価格提案書
- ・ 委任状（代理人により応募しようとする場合）
- ・ 印鑑（訂正等で使用する場合に必要）

④価格提案書の投函方法

・ 応募者は、価格提案書に必要な事項を記入し、記名押印の上、入札箱に投函してください。

・ 応募は、代理人に行わせることができます。この場合には、委任状を記載してください。

・ 金額の表示は、月額納付金（税別）を表示してください。なお、月の途中での設置となった場合は、日割り計算（30日）とします。また、年間の使用料（22,828円・税込・令和2年度参考額）が別途必要です（記載不要）。

⑤価格提案書の書換え等の禁止

応募者は、入札箱に投函した価格提案書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

⑥価格提案書の無効

次のいずれかに該当するものは、無効とします。

- ・ 応募に参加する資格のないもの。
- ・ 指定の日時までに提出しなかったもの。
- ・ 書類の記名押印がないもの。
- ・ 本市が交付した価格提案書を用いないもの。
- ・ 2通以上の価格提案書を提出したもの。
- ・ 他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をしたもの。
- ・ 金額又は応募者の氏名、その他主要部分が識別し難いもの。
- ・ 訂正印のない記載事項の訂正、削除、挿入等によるもの。
- ・ 金額を訂正したもの（訂正印による場合も無効）。
- ・ 応募に関し不正な行為を行った者がしたもの。
- ・ その他、応募に関する条件に違反したもの。

⑦設置予定事業者の決定

- ・ 設置予定事業者の決定は、価格提案書の投函締切り後直ちに応募者立会いのもとで行います。
- ・ 応募者が設置予定事業者の決定に立ち会わないとき、又は価格提案書提出期限に遅刻した者は、棄権とみなします。
- ・ 設置予定事業者の決定は、最高の価格（納付金）をもって有効な価格提案を行った者としてします。
- ・ 設置予定事業者の決定後、引き続き使用許可の手続を担当部署で行います。

⑧くじによる設置予定事業者の決定

最高となるべき価格の価格提案書の投函をした者が2人以上あるときは、直ちにくじにより設置事業者を決定します。

⑨審査結果の公表

設置予定事業者を決定したときは、その者の名、金額及び法人・個人の区分をホームページ上に公表します。

⑩設置予定事業者の決定の中止

不正な価格提案が行われるおそれがあると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、決定を中止、又は決定期日を延期することがあります。

1 1. 設置予定事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置予定事業者としての決定を取り消します。

- ① 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合。
- ② 設置予定事業者が応募者の資格を失った場合。
- ③ その他設置予定事業者が本件使用許可の相手方として不適当と認められる場合。

1 2. その他

使用許可の手続きに関する一切の費用については、設置予定事業者の負担となります。

募集に関する問い合わせ先：箕面市役所市民部戸籍住民異動室
箕面市西小路 4 丁目 6 番 1 号
担当者川向、寶田
電話 072-724-6725